

R1.10.3 議会運営委員会

- 森田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
今日は、意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。
- 1. 意見書案の送付先について**
- 森田委員長 初めに、意見書案の送付先についてである。
1 ページの資料1、意見書案送付先一覧表案をごらんいただきたい。
提出された意見書案は7件である。そのうち1番の「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」案は、総務委員会、危機管理文化厚生委員会及び産業振興土木委員会に関連する内容であるが、主たる内容を所管する総務委員会へ、また7番の「防災・減災、国土強靱化の充実強化を求める意見書」案は、総務委員会、危機管理文化厚生委員会及び産業振興土木委員会に関連する内容であるが、主たる内容を所管する産業振興土木委員会へ送付することとしている。
以上、意見書案7件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとしたいが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 森田委員長 それでは、さよう決する。
なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなるが、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみなすこととしたいので、御了承願う。
- (了 承)
- 森田委員長 また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会した時点から1時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。
- 2. その他**
- 森田委員長 最後に、その他で何かないか。
- (な し)
- 森田委員長 それでは、本日の協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の10月10日木曜日午前9時から開催することとする。
協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。
なお、閉会日10月10日には午後1時に再度議運を開き、会派からの申し入れ事項について協議することとしているので、御承知おき願う。
本日の常任委員会の開会時刻は、午前10時でよろしいか。
- (異議なし)
- 森田委員長 それでは、常任委員会の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。

R1. 10. 3 議会運営委員会